

岩手県告示第72号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、工業専用地域内におけるショッピングセンターの建築を許可するため、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成25年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 意見の聴取の内容 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1イオンタウン株式会社が釜石市の工業専用地域である釜石市港町二丁目51番41の一部にショッピングセンター（49,267.69平方メートル）を建築することを許可することについて
- 2 意見の聴取の期日及び場所
 - （1） 期日 平成25年2月11日午前10時から
 - （2） 場所 釜石市大町三丁目8番3号 青葉ビル（1階研修室）